

平成30年度鴨川市利用者負担額(保育料)表(1号認定用)

階層区分	定 義	多子軽減措置の 年齢制限撤廃の 有無	利用者負担額 (1号認定)	
			子数	負担額
1	生活保護法による被保護世帯等	有	1子	0円
			2子	0円
			3子以降	0円
2	市町村民税非課税世帯 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)	有	1子	0円
			2子	0円
			3子以降	0円
3	市町村民税非課税世帯 (第1階層及び第2階層世帯を除く)	有	1子	0円
			2子	0円
			3子以降	0円
4	ア 市町村民税均等割のみ課税 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)	有	1子	0円
			2子	0円
			3子以降	0円
	イ 市町村民税均等割のみ課税 (第4階層のアの世帯を除く)	有	1子	2,000円
			2子	0円
			3子以降	0円
5	ア 市町村民税所得割 48,600円以下 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)	有	1子	1,000円
			2子	0円
			3子以降	0円
	イ 市町村民税所得割 48,600円以下 (第5階層のアの世帯を除く)	有	1子	2,000円
			2子	1,000円
			3子以降	0円
6	ア 市町村民税所得割 48,601円以上 77,100円以下 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)	有	1子	2,000円
			2子	0円
			3子以降	0円
	イ 市町村民税所得割 48,601円以上 77,100円以下 (第6階層のアの世帯を除く)	有	1子	4,000円
			2子	2,000円
			3子以降	0円
7	市町村民税所得割 77,101円以上 97,000円以下	無	1子	4,000円
			2子	2,000円
			3子以降	0円
8	市町村民税所得割 97,001円以上 169,000円以下	無	1子	8,000円
			2子	4,000円
			3子以降	0円
9	市町村民税所得割 169,001円以上 211,200円以下	無	1子	8,000円
			2子	4,000円
			3子以降	0円
10	市町村民税所得割 211,201円以上 301,000円以下	無	1子	8,000円
			2子	4,000円
			3子以降	0円
11	市町村民税所得割 301,001円以上 397,000円以下	無	1子	8,000円
			2子	4,000円
			3子以降	0円
12	市町村民税所得割 397,001円以上	無	1子	8,000円
			2子	4,000円
			3子以降	0円

※階層区分は、4～8月分は平成29年度市町村民税、9～3月分は平成30年度市町村民税により決定します。

※同一世帯で3歳児から小学校3年生までの児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、

その中で最も年齢の高い児童(1人目)は上記表の1子の額、次に年齢の高い児童(2人目)は上記表の2子の額、

その他の児童(3人目以降)は上記表の3子の額となります。

【対象施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等)、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援等

※市町村民税所得割額が77,100円以下(階層区分6以下)で、「生計が同一」の入園児童の兄弟姉妹がいる場合、

上記の対象施設及び年齢に関係なく、多子軽減措置の対象となります。(年齢制限を撤廃します。)